

岩手県告示第 571 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を休止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 8 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
星と虹歯科クリニック	紫波郡矢巾町大字南矢幅第 14 地割 23 番地 16	平成 20 年 6 月 13 日